

二十七 青色申告事業年度の欠損金

改 正 後	改 正 前
(名義株がある場合の特定資本関係の判定) 12-1-2 <u>株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等</u>	(名義株がある場合の特定資本関係の判定) 12-1-2 <u>株主名簿又は社員名簿に記載されている株主等</u>

二十八 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額) 12-3-2 <u>利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書</u>	(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額) 12-3-2 <u>利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書</u>
(債務の免除を受けた更生債権等の範囲) 12-3-3 <u>更生債権者等に交付した募集株式若しくは設立時募集株式又は募集新株予約権（以下「募集株式等」という。）の割当てを受ける権利について当該募集株式等の引受けの申込みをしなかつたためこれらの権利を失うこととなった場合などは含まれない。</u>	(債務の免除を受けた更生債権等の範囲) 12-3-3 <u>更生債権者等に交付した新株の引受権若しくは新株予約権の引受権又は出資引受権若しくは基金の拠出の引受権について払込期日までに払込みがなかつたためこれらの引受権が失効することとなった場合は含まれない。</u>
(債務の免除以外の事由による消滅の意義) 12-3-6 法第59条第1項第1号又は第2項第1号《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》に規定する「当該債権が債務の免除以	(新 設)

外の事由により消滅した場合とは、次に掲げるような場合がこれに該当する。

(1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下12-3

ー6において「更生特例法」という。）の規定により、法第59条第1項第1号に規定する債権を有する者が、更生計画の定めに従い、同項に規定する内国法人に対して募集株式若しくは募集新株予約権の払込金額又は出資額若しくは基金の拠出の額の払込みをしたものとみなされた場合

(2) 会社更生法又は更生特例法の規定により、法第59条第1項に規定する内国

法人が、更生計画の定めに従い、同項第1号に規定する債権を有する者に対して当該債権の消滅と引換えに、株式若しくは新株予約権の発行又は出資の受入れ若しくは基金の拠出の割当てをした場合

(3) 法第59条第2項に規定する内国法人が、同項第1号に規定する債権を有す

る者から当該債権の現物出資を受けることにより、当該債権を有する者に対して募集株式又は募集新株予約権を発行した場合

二十九 組織再編成に係る所得の金額の計算の通則

改	正	後	改	正	前
		(廃止)	<u>(抱き合わせ株式に株式等を割り当てなかった場合)</u> <u>12の2-1-3 法人が合併法人となる合併又は分割承継法人となる分割型分割を行った場合に、当該法人が被合併法人の株式（出資を含む。以下12の2-1-3において同じ。）又は分割法人の株式を有しているときにおける法第61条の2第4項《合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算》に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式につき、法第2条第17号ム《定義》の規定を適用するときの「自己の株式の帳簿価額に相当する金額」は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額となることに留意する。</u> (1) <u>適格合併又は適格分割型分割の場合</u> 法第61条の2第2項《有価証券の		

改 正	後	改 正	前
		<p><u>譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》に規定する「合併の直前の帳簿価額に相当する金額」又は同条第3項に規定する「分割型分割の直前の分割純資産対応帳簿価額」</u></p> <p>(2) <u>適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割で合併法人の株式又は分割承継法人の株式のみが交付される場合 (1)に掲げる金額と法第24条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により計算される利益の配当等とみなす金額との合計額</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)以外の場合 当該株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式の法第62条第1項後段(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)の規定による合併又は分割の時の価額</u></p>	

三十 特定資産に係る譲渡等損失額

—88—

改 正	後	改 正	前
(名義株がある場合の特定資本関係の判定)		(名義株がある場合の特定資本関係の判定)	
12 の 2-2-1 <u>株主名簿</u> 又は <u>定款</u> に記載又は記録されている株主等.....	12 の 2-2-1 <u>株主名簿</u> 又は <u>社員名簿</u> に記載されている株主等.....
(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)		(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)	
12 の 2-2-3 <u>積立金</u>	12 の 2-2-3 <u>引当金</u> 又は <u>目的積立金</u>
(資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額)		(資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額)	
12 の 2-2-4		12 の 2-2-4	

法第 61 条の 11 第 1 項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第 61 条の 12 第 1 項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第 62 条の 9 第 1 項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）…………

法第 61 条の 11 第 1 項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第 61 条の 12 第 1 項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）…………
……

三十一 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益

改	正	後	改	正	前
<p><u>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</u></p> <p><u>(時価評価資産の判定における資本金等の額)</u></p> <p>12 の 2 – 3 – 1 法人が法第 62 条の 9 第 1 項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する時価評価資産を有するかどうかを判定する場合における令第 123 条の 11 第 1 項第 4 号（時価評価資産から除かれる資産の範囲）に規定する「資本金等の額」は、法第 62 条の 9 第 1 項に規定する非適格株式交換等の直前の時の資本金等の額となることに留意する。</p>			(新 設)		

三十二 時価評価法人

改	正	後	改	正	前
<p><u>(時価評価資産等の判定における資本金等の額)</u></p> <p>12 の 3 – 1 – 1 …… ……<u>資本金等の額</u>……<u>資本金等の額</u>…… …… ……<u>資本金等の額</u>……<u>資本金等の額</u>……</p>			<p><u>(時価評価資産等の判定における資本等の金額)</u></p> <p>12 の 3 – 1 – 1 …… ……<u>資本等の金額</u>……<u>資本等の金額</u>…… …… ……<u>資本等の金額</u>……<u>資本等の金額</u>……</p>		

改 正	後	改 正	前
(その他これに類する買取りの意義)			(その他これに類する買取りの意義)
12 の 3-1-2 法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号 第 61 条の 12 第 1 項第 4 号 会社法第 469 条第 1 項、第 785 条第 1 項、第 797 条第 1 項又は第 806 条第 1 項《反対株主の株式買取請求》			12 の 3-1-2 法第 61 条の 11 第 1 項第 5 号 第 61 条の 12 第 1 項第 3 号 商法第 245 条ノ 2 又は第 408 条ノ 3 《反対株主の株式買取請求権》
(廃止)			(譲渡等による利益の額等を益金の額等に算入することが見込まれていないことの意義)
12 の 3-1-3 法人が、法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号イ《連結納税開始に伴う資産の時価評価を要しない法人》に規定する最初連結親法人事業年度開始日の前日の属する事業年度終了の時において、当該開始の日以後に同号イに規定する時価評価資産を事後設立により譲渡することを予定している場合であっても、その事後設立が当該終了の時において適格事後設立に該当することが見込まれているときは、同号イの利益の額又は損失の額を益金の額又は損金の額に算入することが見込まれることに該当しないことに留意する。			法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号イ《連結納税への加入に伴う資産の時価評価を要しない法人》の規定の適用についても、同様とする。

三十三 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正	後	改 正	前
(連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義)			(連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義)
12 の 3-2-1			12 の 3-2-1
(1)			(1)
(2)			(2)
..... 地価公示法第 8 条《不動産鑑定士の土地についての鑑定評価		 地価公示法第 8 条《不動産鑑定士等の土地についての鑑定評

の準則)	価の準則)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
イ 令第14条第1項第1号から第6号まで.....	イ 令第14条第1項第1号から第7号まで.....
ロ 同項第7号及び第8号.....	ロ 同項第8号及び第9号.....
(注)	(注)
 (時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の <u>資本金等の額</u>)	 (時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の <u>資本等の金額</u>)
12 の 3-2-8	12 の 3-2-8
..... <u>資本金等の額</u> <u>資本金等の額</u> <u>資本等の金額</u> <u>資本等の金額</u>
..... <u>資本金等の額</u> <u>資本金等の額</u> <u>資本等の金額</u> <u>資本等の金額</u>

三十四 連結法人間取引の損益調整の通則

改 正 後	改 正 前
(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定) 12 の 4-1-3	(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定) 12 の 4-1-3

三十五 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
(連結法人間取引の損益の調整を行わない取引) 12 の 4-2-1 法人が法第61条の13第1項《分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》に規定する譲渡損益調整資産を連結法人に譲渡	(連結法人間取引の損益の調整を行わない取引) 12 の 4-2-1 法人が法第61条の13第1項《分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》に規定する譲渡損益調整資産を連結法人に譲渡

改	正	後	改	正	前
した場合には、 <u>例えば、当該連結法人を借地権者とする借地権の設定（令第 138 条第 1 項《借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入》の規定の適用があるものを除く。）は含まれない。</u>			した場合には、 <u>次に掲げるようなものは含まれない。</u>		

(1) 当該連結法人が法第 2 条第 17 号ネ《資本積立金額》に規定する株式の消却を行った場合における、その消却の対象となった株式の譲渡

(2) 当該連結法人を借地権者とする借地権の設定（令第 138 条第 1 項《借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入》の規定の適用があるものを除く。）

三十六 売買とされるリース取引

改	正	後	改	正	前
(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額) 12 の 5-2-17 <u>法第 63 条第 5 項</u> (注) 1 <u>法第 63 条第 5 項</u> 2 3 <u>法第 63 条第 4 項</u>			(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額) 12 の 5-2-17 <u>法第 63 条第 4 項</u> (注) 1 <u>法第 63 条第 4 項</u> 2 3 <u>法第 63 条第 3 項</u>		

三十七 借地権の設定等に伴う所得の計算

改	正	後	改	正	前
(使用の対価としての相当の地代) 13-1-2 (注) 1			(使用の対価としての相当の地代) 13-1-2 (注) 1		

地価公示法第8条《不動産鑑定士の土地についての鑑定評価の準則》

2

地価公示法第8条《不動産鑑定士等の土地についての鑑定評価の準則》

2

三十八 外貨建資産等の換算等

改	正	後	改	正	前
			(発生時換算法－期末時換算による換算差額を <u>純資産の部</u> に計上している場合の取扱い)		(発生時換算法－期末時換算による換算差額を <u>資本の部</u> に計上している場合の取扱い)
13の2-2-4			13の2-2-4		
..... <u>純資産の部</u> <u>資本の部</u>		
(注)			(注)		
(1)			(1)		
(2) <u>純資産の部</u> <u>法第2条第16号《定義》に規定する資本金等の額のうち資本金の額又は出資金の額以外の金額及び同条第18号《定義》に規定する利益積立金額</u>			(2) <u>資本の部</u> <u>法第2条第17号及び第18号《定義》に規定する資本積立金額及び利益積立金額</u>		
(3)			(3)		
13の2-2-13 削除			(自社発行の新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債)		
			13の2-2-13 <u>自社発行の外貨建ての新株予約権証券及び行使期間満了前の外貨建ての1-5-5《外貨建ての転換社債型新株予約権付社債の権利行使があった場合の資本積立金額》に定める転換社債型新株予約権付社債の円換算に当たっては、原則としてこれらのものを金銭債務である外貨建債務に該当しないものとして取り扱うのであるが、当該転換社債型新株予約権付社債（償還日が当該事業年度終了日の翌日から1年以内に到来するものに限る。）の行使価格が、当該事業年度終了の時に、その行使の対象となる株式の相場を大きく上回り、行使の請求の可能性がないと認められる場合には、当該転換社債型新株</u>		

改 正 後	改 正 前
	<p>予約権付社債は、短期外貨建債務（令第122条の4第1項第1号《短期外貨建債務》に規定する短期外貨建債務をいう。）に該当することに留意する。</p> <p>（註）法人の保有する外貨建ての新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債は、外貨建有価証券に該当する。</p>

三十九 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
(事業分量配当の対象となる剰余金) 14-2-1 法第60条の2第1項第1号《事業分量分配金》 (註)	(事業分量配当の対象となる剰余金) 14-2-1 法第61条第1項第1号《事業分量分配金》 (註)
(従事分量配当の対象となる剰余金) 14-2-2 法第60条の2第1項第2号《従事分量配当》	(従事分量配当の対象となる剰余金) 14-2-2 法第61条第1項第2号《従事分量配当》
(漁業協同組合等の組合員以外の者に対する剰余金の分配) 14-2-3法第60条の2第1項《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》	(漁業協同組合等の組合員以外の者に対する剰余金の分配) 14-2-3法第61条第1項《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》
(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配) 14-2-3の2同条第24項.....法第60条の2第1項《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》	(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配) 14-2-3の2同条第29項.....法第61条第1項《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》

(漁業生産組合等のうち協同組合等となるものの判定)

14-2-4

.....法第 60 条の 2 《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》

.....
(1)

(2)

(3)

(漁業生産組合等のうち協同組合等となるものの判定)

14-2-4

.....法第 61 条 《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》

.....
(1)

(2)

(3)

四十 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改	正	後	改	正	前
(更生会社等の事業年度)			(更生会社等の事業年度)		
14-3-1			14-3-1		
.....更生特例法第 148 条の 2 第 2 項若しくは第 321 条の 2 第 2 項 <u>《事業年度の特例》</u>更生特例法第 148 条第 2 項若しくは第 321 条第 2 項 《事業年度 の特例》		
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(3)			(3)		
(注)			(注)		
(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)			(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)		
14-3-4			14-3-4		
.....措置法第 45 条の 2 第 2 項、第 46 条の 2 第 2 項、第 47 条、第 47 条の 2 又は第 48 条措置法第 45 条の 2 第 2 項、第 46 条の 2 第 2 項、第 46 条の 4、 第 47 条、第 47 条の 2 又は第 48 条		

改 正	後	改 正	前
(債権の弁済に代えて取得した株式若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額)	(債権の弁済に代えて取得した新株若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額)	14-3-6 更生会社等に対して債権を有する法人（以下この款において「債権法人」という。）が、更生計画の定めるところにより、 <u>払込みをしたもののみなされ、又は権利の全部若しくは一部の消滅と引換えにして当該更生会社等の株式</u> （新法人の株式を含む。）若しくは新株予約権又は出資若しくは基金（新法人の出資又は基金を含む。）の取得をした場合には、その取得の時における価額を当該株式若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額とする。	14-3-6 更生会社等に対して債権を有する法人（以下この款において「債権法人」という。）が、更生計画の定めるところにより、 <u>新たに払込みをしないで当該更生会社等の新株</u> （新法人の株式を含む。）若しくは新株予約権の取得又は出資若しくは基金の拠出（新法人の出資又は基金の拠出を含む。）の引受けをした場合には、その取得又は引受けの時における価額を当該新株若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額とする。
(非更生債権等の処理)	(非更生債権等の処理)	14-3-7	14-3-7
更生計画の定めるところにより交付を受けた募集株式、設立時募集株式若しくは募集新株予約権又は出資若しくは基金の拠出（以下「募集株式等」という。）の割当てを受ける権利について当該募集株式等の引受け等の申込みをしなかつたこと又はこれらの権利に係る株主となる権利若しくは新株予約権について払込期日までに払込みをしなかったためこれらの権利を失うことになった場合についても、同様とする。	更生計画の定めるところにより交付を受けた新株の引受権若しくは新株予約権の引受権又は出資引受権若しくは基金の拠出の引受権について払込期日までに払込みをしなかつたことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。		

四十一 収益事業の範囲

改 正	後	改 正	前
(収益事業の所得の運用)	(収益事業の所得の運用)	15-1-7	15-1-7
(注)規則第22条の5各号.....	(注)規則第22条の2各号.....		(文部科学大臣が指定した学校給食会)

15-1-11 削除

15-1-11 法人税法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第131号)による改正前の法人税法施行令第5条第1項第1号イ(非課税とされる学校給食用物資の販売業)に規定する「日本体育・学校健康センター法第25条第1項の規定による文部科学大臣の指定を受けた法人」は、現在のところ都道府県ごとに設立された都道府県学校給食会だけであるから、市町村を単位とする学校給食会はこれに該当しないことに留意する。

四十二 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
(公益法人等のみなし寄附金)	(公益法人等のみなし寄附金)
15-2-4規則第22条の5各号	15-2-4規則第22条の3各号
(注)規則第22条の5各号	(注)規則第22条の3各号

四十三 特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
第1節 特定同族会社の特別税率	第1節 同族会社の特別税率
第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲	第1款 特別税率の適用を受ける同族会社の範囲
(特別税率を適用されない特定同族会社の範囲)	(特別税率を適用されない同族会社の範囲)
16-1-1 法第67条第1項(特定同族会社の特別税率)に規定する「被支配会社でない法人」には、同条第2項に規定する被支配会社(以下16-1-3までにおいて「被支配会社」という。)でない法人を被支配会社であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したことによって被支配会社となる場合のその被支配会社(以下16-1-1において「被支配会社でない法人の子会社」という。)、当該被支配会社でない法人の子会社を被支配会社であるかどうかの	16-1-1 法第67条第1項(同族会社の特別税率)に規定する「同族会社でない法人」には、非同族会社を同族会社であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したことによって同族会社となる場合のその同族会社(以下16-1-1において「非同族会社の子会社」という。)、当該非同族会社の子会社を同族会社であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したために同族会社となる場合のその同族会社(以下16-1-1において「非同族会社の孫会社」という。)

改	正	後	改	正	前
		判定の基礎となる株主等に選定したために <u>被支配会社</u> となる場合のその <u>被支配会社</u> （以下 16－1－1において「 <u>被支配会社でない法人の孫会社</u> 」という。）、当該 <u>被支配会社でない法人の孫会社</u> を <u>被支配会社</u> であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したために <u>被支配会社</u> となる場合のその <u>被支配会社等、被支配会社でない法人の直接又は間接の被支配会社</u> も含まれる。			という。）、当該 <u>非同族会社</u> の孫会社を <u>同族会社</u> であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したために <u>同族会社</u> となる場合のその <u>同族会社等非同族会社</u> の直接又は間接の <u>同族会社</u> も含まれる。
		<u>(被支配会社の判定)</u>			
16－1－2	<u>被支配会社であるかどうかの判定に当たっては、1－3－1 『株式会社における同族会社の判定』から1－3－8 『同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の同族会社の判定』までの取扱いを準用する。</u>		16－1－2 削除		
		<u>(相互に株式を持ち合っている場合の留保金課税)</u>			<u>(相互に株式を持ち合っている場合の留保金課税)</u>
16－1－3	<u>被支配会社</u> <u>被支配会社</u>法第 67 条第 1 項《 <u>特定同族会社の特別税率</u> 》..... (1) <u>被支配会社</u> <u>被支配会社</u> <u>被支配会社</u> (2) <u>被支配会社</u> <u>被支配会社</u> <u>被支配会社</u> <u>④ 判定に当たっては、株式又は出資の数又は金額による判定のほか議決権による判定、社員又は業務を執行する社員の数による判定を行うことに留意する。</u>		16－1－3 <u>同族会社</u> <u>同族会社</u>法第 67 条第 1 項《 <u>同族会社の特別税率</u> 》..... (1) <u>同族会社</u> <u>同族会社</u> <u>同族会社</u> (2) <u>同族会社</u> <u>同族会社</u> <u>同族会社</u> <u>(賞与を受ける者ごとに債務の確定していない賞与の処分)</u>		

16-1-4 削除

(還付金額が所得等の金額に算入される時期)

16-1-5 法第67条《特定同族会社の特別税率》
(注)

(期末利益積立金額)

16-1-6 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配
法第67条第5項第3号 令第9条第1項《利益
積立金額》

(利益積立金額がマイナスである場合の留保金額の計算)

16-1-7 法第67条第5項
資本の額又は出資金の額 資本の額又は出資
金の額 ..
(注) 資本の額 ..

(留保金額の端数計算)

16-1-8 法第67条《特定同族会社の特別税率》

16-1-4 法第67条第2項《留保金額》の当該事業年度の確定した決算において利益の処分による経理をした賞与のうちにその利益の処分の確定した日において当該賞与を受ける者ごとに債務の確定していないものの額は、当該事業年度における利益積立金額に含まれることとし、当該事業年度後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下16-1-4において同じ。)において当該賞与を受ける者ごとに債務が確定したときは、その確定した日の属する事業年度の利益処分において当該賞与の額の社外流出処分があったものとする。

(還付金額が所得等の金額に算入される時期)

16-1-5 法第67条《同族会社の特別税率》
(注)

(期末利益積立金額)

16-1-6 利益の配当又は剰余金の分配
法第67条第3項第3号 法第2条第18号《利益
積立金額》

(利益積立金額がマイナスである場合の留保金額の計算)

16-1-7 法第67条第3項
資本の額又は出資金の額 資本の額又は出資
金の額 ..
(注) 資本の額 ..

(留保金額の端数計算)

16-1-8 法第67条《同族会社の特別税率》

改	正	後	改	正	前
(1)		:	(1)		
(2)			(2)		
<u>(総資産の帳簿価額の計算)</u>			<u>(新 設)</u>		
<u>16-1-9 令第140条第1項 《総資産の帳簿価額》に規定する総資産の帳簿価額の計算については、3-2-5 《総資産の帳簿価額の計算》から3-2-7 《税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額》までの取扱いを準用する。</u>					
<u>(自己資本の額を算出する際の負債の意義)</u>			<u>(新 設)</u>		
<u>16-1-10 令第140条第2項に規定する「負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限る。）」には、例えば、その金銭消費貸借契約において利子の支払を約さないものであっても、その利子の支払を約さないことに合理的な理由がないものが含まれることに留意する。</u>					
<u>(自己資本の額を算出する際の株主等の意義)</u>			<u>(新 設)</u>		
<u>16-1-11 特定同族会社の判定の基礎となる株主等と特殊の関係のある個人（令第4条第1項に規定する特殊の関係のある個人をいう。）又は株主等と特殊の関係のある法人（令第4条第2項に規定する特殊の関係のある法人をいう。）であっても、当該特定同族会社の株式又は出資を有しない場合は、令第140条第3項に規定する「同族株主等」には含まれないことに留意する。</u>					
<u>(自己資本の額を算出する際の株主グループの所有割合)</u>			<u>(新 設)</u>		
<u>16-1-12 令第140条第4項に規定する株主グループの所有割合の計算については、1-3-1 《株式会社における同族会社の判定》から1-3-8 《同一の</u>					

内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の同族会社の判定)

までの取扱いを準用する。

四十四 所得税額の控除

改	正	後	改	正	前
			(名義書換え失念株の配当に対する所得税の控除)	(名義書換え失念株の配当に対する所得税の控除)	
16-2-1 の 2 法人が、その有する株式を譲渡した場合において、 <u>その名義書換えが行われなかつたため、当該譲渡した株式に係る剩余金の配当（法第 23 条第 1 項第 1 号《受取配当等の益金不算入》に規定する剩余金の配当をいう。以下 16-2-1 の 2 において同じ。）の額（当該譲渡後にその支払に係る基準日が到来するものに限る。）を受けたときは、当該剩余金の配当の額は、株主たる地位に基づいて受けたものではないから、これについて課された所得税の額については、当該法人において法第 68 条《所得税額の控除》の規定の適用はないものとする。ただし、配当権利落後<u>その支払に係る基準日までの間に譲渡した株式について剩余金の配当の額を受けたときにおける当該剩余金の配当の額について課された所得税の額については、この限りでない。</u></u>	16-2-1 の 2 法人が、その有する株式を譲渡した場合において、 <u>譲受人が名義書換えをしなかつたため当該株式に係る利益の配当の額でその譲渡後に行われた配当決議に係るものを受けたときは、当該利益の配当の額は株主たる地位に基づいて受けたものではないから、これについて課された所得税の額については、当該法人において法第 68 条《所得税額の控除》の規定の適用はないものとする。ただし、配当権利落後<u>配当決議の日までの間に譲渡した株式につき当該配当決議に係る利益の配当の額を受けたときにおける当該利益の配当の額について課された所得税の額については、この限りでない。</u></u>				

改	正	後	改	正	前
			ても、同項に規定する一定の日の翌日から当該事業年度終了の日までの期間となることに留意する。		
		(廃止)	<u>(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の所有期間)</u> <u>16-2-10 法人が、新株予約権付社債（利益の配当につき商法第341条ノ3第1項の規定によりその行使があった日の属する発行法人に係る事業年度の直前の事業年度終了の日に新株の発行があったものとみなすこととしているものに限る。）に係る新株予約権の行使により株式を取得した場合において、その行使をした日の属する当該発行法人の事業年度に係る利益の配当について課された所得税の額につき法第68条《所得税額の控除》の適用を受けるときは、その新株の発行があったものとみなされた日（その日が当該新株予約権付社債の取得の日前である場合には、その取得の日）からその行使により取得した株式を所有していたものとして令第140条の2《法人税額から控除する所得税額の計算》の規定を適用する。</u>		
		(廃止)		<u>16-2-10 の2 削除</u>	
(信用取引等による買付株式がある場合の控除所得税額の簡便計算)			(信用取引等による買付株式がある場合の控除所得税額の簡便計算)		
<u>16-2-10</u>			<u>16-2-10 の3</u>		

四十五 外国税額の控除

改	正	後	改	正	前
(源泉徴収の外国法人税等)			(源泉徴収の外国法人税等)		
16-3-4			16-3-4		

.....剩余金の配当若しくは利益の配当又は剩余金の分配.....

(注)

(評価損益等の配賦)

16-3-17

(1)

(2)

(3) 国外事業所等に係る時価評価資産（法第 61 条の 11 第 1 項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産又は法第 62 条の 9 第 1 項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産をいう。）について法第 61 条の 11 第 1 項、法第 61 条の 12 第 1 項《連結納税への加入に伴う時価評価損益》又は法第 62 条の 9 第 2 項の規定の適用により生じた評価損又は評価益

(4)

(損金の額に算入されない寄附金、交際費等)

16-3-19

法第 37 条第 1 項又は第 2 項

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....利益の配当又は剩余金の分配.....

(注)

(評価損益等の配賦)

16-3-17

(1)

(2)

(3) 国外事業所等に係る時価評価資産（法第 61 条の 11 第 1 項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産をいう。）について同項又は法第 61 条の 12 第 1 項《連結納税への加入に伴う時価評価損益》の規定の適用により生じた評価損又は評価益

(4)

(損金の額に算入されない寄附金、交際費等)

16-3-19

法第 37 条第 2 項又は第 3 項

.....

.....

.....

.....

.....

.....

改 正 後	改 正 前
(配当等に含まれるもの) 16-3-36 「外国子会社から受ける <u>剰余金の配当</u> 若しくは <u>利益の配当</u> 又は <u>剰余金の分配</u> 」には、 <u>会社法第454条第5項(中間配当)</u>	(配当等に含まれるもの) 16-3-36 「外国子会社から受ける <u>利益の配当</u> 又は <u>剰余金の分配</u> 」には、 <u>商法第293条ノ5第1項(中間配当)</u>
(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定) 16-3-38 <u>発行済株式又は出資の総数又は総額</u> <u>発行済株式又は出資の数又は金額</u>	(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定) 16-3-38 <u>発行済株式の総数又は出資金額</u> <u>発行済株式又は出資の金額</u>
(当該事業年度前の連結事業年度において受領した配当等に係る間接控除の取扱い) 16-3-39 <u>発行済株式又は出資の総数又は総額</u>	(当該事業年度前の連結事業年度において受領した配当等に係る間接控除の取扱い) 16-3-39 <u>発行済株式の総数又は出資金額</u>
(配当等を受けることとなる日) 16-3-412-1-28 《 <u>剰余金の配当等の帰属の時期等</u> 》 <u>剰余金の配当</u> 若しくは <u>利益の配当</u> 又は <u>剰余金の分配</u> (<u>中間配当</u> を除く。以下 16-3-49までにおいて「確定配当」という。) (注)1 2	(配当等を受けることとなる日) 16-3-412-1-28 《 <u>利益の配当等の帰属の時期等</u> 》 <u>利益の配当</u> 又は <u>剰余金の分配</u> (以下 16-3-42までにおいて「確定配当」という。) (注)1 2
(中間配当があった場合の基準事業年度) 16-3-42 (1)	(中間配当があった場合の配当事業年度) 16-3-42 (1)

.....基準事業年度(以下この節において「基準事業年度」という。)

(2)

.....基準事業年度.....

(配当等に充てることができる部分の金額)

16-3-43

(1)

(2)

(3)

.....役員給与.....

(4)

(みなし配当に係る基準事業年度)

16-3-44

.....基準事業年度..... 2-1-27 の(4)《剩余金の配当等の

帰属の時期》.....

(配当等の額に係る事業年度の所得の金額)

16-3-45

(1)

(2)

.....法第57条、第58条及び第59条《青色申告書を提出した事業
年度の欠損金の繰越し等》.....

(3)

(4)

.....配当事業年度(以下この節において「配当事業年度」という。)

(2)

.....配当事業年度.....

(配当等に充てができる部分の金額)

16-3-43

(1)

(2)

(3)

.....役員賞与.....

(4)

(みなし配当に係る配当事業年度)

16-3-44

.....配当事業年度..... 2-1-27 の(4)《利益の配当等の帰

属の時期》.....

(配当等の額に係る事業年度の所得の金額)

16-3-45

(1)

(2)

.....法第57条から第59条まで《青色申告書を提出した事業年度の
欠損金の繰越し等》.....

(3)

(4)

改 正	後	改 正	前
(間接控除における外国孫会社の判定)		(間接控除における外国孫会社の判定)	
16-3-46 <u>発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額</u> (以下16-3-46において「発行済株式等」という。).....	16-3-46 <u>発行済株式の総数又は出資金額(その有する自己の株式又は出資を除く。)</u> 以下16-3-46において「発行済株式等」という。)
(外国孫会社から配当等の額を受ける日)		(外国孫会社から配当等の額を受ける日)	
16-3-482-1-28《 <u>剩余金の配当等の帰属の時期等</u> 》.....	16-3-482-1-28《 <u>利益の配当等の帰属の時期等</u> 》.....
(中間配当があった場合の外国孫会社の <u>基準事業年度等</u>)		(中間配当があった場合の外国孫会社の <u>配当事業年度等</u>)	
16-3-49		16-3-49	
(外国孫会社のみなし配当に係る <u>基準事業年度</u>)		(外国孫会社のみなし配当に係る <u>配当事業年度</u>)	
16-3-51 <u>剩余金の配当若しくは利益の配当又は剩余金の分配</u>	16-3-51 <u>利益の配当又は剩余金の分配</u> <u>配当事業年度</u>
..... <u>基準事業年度</u>2-1-27の(4)のイ、ロ又はハ《 <u>剩余金の配当等の帰属の時期</u> 》.....	2-1-27の(4)のイ、ロ又はハ《 <u>利益の配当等の帰属の時期</u> 》.....	
(外国孫会社の <u>配当等</u> の額に係る事業年度の所得の金額)		(外国孫会社の <u>配当</u> の額に係る事業年度の所得の金額)	
16-3-52		16-3-52	